

臨地実習における個人情報および実習記録の取り扱いについて

1. 基本的な考え方

医療従事者は、医療を提供するにあたり対象の個人を特定する情報のほかにも疾病に関すること、既往歴や家族背景などプライバシーに関する多くの情報を知ることとなり、看護を実践する上では、必要な情報である。看護学生としても学生の学ぶ権利が保障されると共に、対象の情報の保護も重要である。本学院は「看護職の倫理綱領」を基に倫理行動指針を明示し、学内・学外を問わず、学生の倫理観を高める教育が重要と考える。臨地実習における対象の守秘義務については、「個人情報に関する誓約書」を実習病院へ提出する。

2. 個人情報の取り扱い

- ・実習目的の範囲内でのみの情報収集を行い、適正な使用を保障した上で同意を得る。
- ・実習中に得た対象者および家族の情報の秘密は守る。学習上、他者と情報を共有する場合は、個人が特定されないよう適正に対応する。
- ・対象の情報以外の実習施設に関する内容や、勤務している職員の情報についても守秘義務を厳守する。
- ・得た情報を SNS 上で発信することは、かたく禁止する。
- ・対象との関わりは実習の場に限定し、ものの貸し借りや、金品の授受はしない。
- ・第三者への情報提供は、看護学生はできないことを説明し、実習指導者や教員に報告・相談をする
- ・個人情報は、公共の場などで口外しない。
- ・受け持ち以外の情報の閲覧は原則認めない。

3. 実習記録について

- ・個人が特定される、生年月日や住所、電話番号などは記載しない。職業や宗教なども援助に必要なければ記載しない。
- ・実習記録や参考資料などは病室には持参しない。
- ・通学時の実習記録は見えないように大きめの鞆に入れ、外に見えないように注意する。
- ・個人情報が記載されている記録やプリントは 紛失しないよう厳重に取り扱う。
- ・実習記録のコピーは禁止。資料のコピーは図書室で行い、ほかでのコピーはしない。
- ・実習記録は、実習施設、学校、自宅以外では使用しない。
- ・実習記録の貸し借りはしない。
- ・実習記録やメモ帳を紛失した場合には、臨地実習指導者や教員に報告する。
- ・実習記録は、実習終了後学校へ提出し、卒業まで厳重に保管し、その後処理される。メモ用紙はシュレッターで処理する。

4. 個人情報に関する事故発生時の対応

- ・対象や家族、施設職員などに関する情報の漏洩や名誉やプライバシーの侵害を学生が与える場合と学生が被害にあう場合がある。被害の程度にかかわらず、実習指導者または、看護教員に報告する。
- ・事故発生後は、速やかに報告書を記載し、事故の状況や経緯を振り返り、事故の要因や再発防止に向けて課題を明確にする。

5. 本学院の倫理についての考え方

日本看護協会の「看護職の倫理綱領」は、あらゆる場で実践を行う看護職を対象とした行動指針であり、自己の実践を振り返る際の基盤を提供するものである。また、看護の実践について専門職として引き受ける責任の範囲を、社会的に対して明示するものである(前文より抜粋)。「看護職の倫理綱領」に基づき、本学院の倫理の行動指針を明示する。

<看護職の倫理綱領>

1. 看護職は、人間の生命、人間としての尊厳および権利を尊重する。
2. 看護職は、対象となる人々に平等に看護を提供する。
3. 看護職は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
4. 看護職は、人々の権利を尊重し、人々が自らの意向や価値観に沿った選択ができるよう支援する。
5. 看護職は、対象となる人々の秘密を保持し、取得した個人情報とは適正に取り扱う。
6. 看護職は、対象となる人々に不利益や危害が生じているときは、人々を保護し安全を確保する。
7. 看護職は、自己の責任と能力を的確に把握し、実施した看護について個人としての責任を持つ。
8. 看護職は、常に、個人の責任として継続学習による能力の開発・維持・向上に努める。
9. 看護職は、多職種で協働し、よりよい保健・医療・福祉を実現する。
10. 看護職は、より質の高い看護を行うために、自らの職務に関する行動基準を設定し、それに基づき行動する。
11. 看護職は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
12. 看護職は、より質の高い看護を行うため、看護職自身のウェルビーイングの向上に努める。
13. 看護職は、常に品位を保持し、看護職に対する社会の人々の信頼を高めるよう努める。
14. 看護職は、人々の生命と健康をまもるため、さまざまな問題について、社会正義の考え方をもって社会と責任を共有する。
15. 看護職は、専門職組織に所属し、看護の質を高めるための活動に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。
16. 看護職は、様々な災害支援の担い手と協働し、災害によって影響を受けたすべての人々の生命、健康、生活をまもることに最善を尽くす。

<本学院の倫理行動指針>

1. 対象及び家族に対し、礼節を重んじる態度で接する。
2. 「基礎看護技術の経験チェック表」に基づき行動し、安全安楽に援助できるよう努める。
3. 学生として常に患者の安全を最優先する。判断に迷う場合には、実習指導者に助言・指導を求める。
4. 看護学生が看護行為を行う際には、対象へ説明し同意を得て実施する。
5. 学習者として理解できないことは時期を逃さず助言を求めたり学習をすすめるなど、理解に努める。
6. 対象の記載されている実習記録・メモ帳などの管理を徹底する。実習終了後は、実習要項に沿って、速やかに対処する。
7. 公共の場で実習に関わることはもちろん学校生活上の個人情報について漏洩しない。
8. 学生同士において、互いに尊重した態度で接し、目的達成のため研鑽し合う。
9. 看護学生として、感染予防や早期受診など、自己の健康管理に努める。
10. 専門知識・技術・態度を身につけるために主体的・積極的に学習する。
11. 対象との物品の貸し借りや金品の授受は、実習の意義を勘案し、行わない。
12. 看護学生として、よりよい社会づくり・組織作りの一環としてボランティア活動や自治会活動に積極的に参加する。
13. 看護学生として、常に身だしなみを整え、言動に注意する。
14. 学院や実習施設などの規定や約束事を遵守する。

—— 実 習 心 得 ——

1. 机上で学んだ事を実習において実践し、経験を通して原理を応用し、理論と実際が常に伴った看護が行えるよう努める。
2. 看護を行う場合、何故行うのか理由を考え、科学的な根拠に基づき個別性のある看護を実施する。
3. 自分の行った看護について反省・評価し、指導者の助言を受け、対象に適したよりよい看護となるよう、工夫・配慮を絶えず行う。
4. 看護技術は、機会があれば何回でも行うよう心がける。
5. 直接、人間の生命にかかわるため、真剣な態度で臨む。
6. 実習することに対して責任を持ち、準備から後始末までの時間を考慮して実習する。
7. 実習にあたっては積極的に学び、わからない事、不審な点は必ず指導者に質問し、自分勝手な判断で行わない。
8. 予習・復習をし、それらの学習を援助に活かした実習ができるよう心がける。
9. 電話の応対はメモを用意し、学生であることを相手に伝えて要件を聞く。その後その内容を指導者へ報告する。
10. 人間の喜び、悲しみ、苦しみを感じ、相手を思いやり、相手の立場に立って関わる。

〈 態 度 〉

1. 指導者及び他職員など、すべての人々に常に敬意をもって接し、指導を受けた時には、自己の向上のために感謝をもって聞く。
2. 廊下等で人に出会うときは、会釈をする。
3. 対象者には誠実な態度で接し、関わった人に関する秘密は口外しない。
4. 対象者と私的な貸し借りはしない。
5. 対象者からの贈り物は受け取らない。
6. 対象者や実習先の職員に対し、実習開始と終了を明確にして必ず挨拶をする。
7. 実習時間中に私用で実習場所を離れる時、また実習時間以外に病棟へ出入りをする場合は、教員、指導者の許可を得る。
8. 実習終了後は、病棟を出る前にポケットを点検して、病棟の物を持ち出さない。
9. 言葉は丁寧優しく、静かに話し、声の調子に注意する。
10. わかりやすい言葉で、敬語を使う。
11. 学生間での私的な話題は避けること。またお互いを愛称では呼ばない。
12. 動作は静かに、機敏に行動する。
13. 学生はなるべく階段を使用する。
14. 実習ノートは自分以外の人に内容を知られるおそれがないよう、厳重に管理する。
15. 手洗いと手指消毒は、正しい方法で適切なタイミングで行う。

〈身だしなみ〉

1. ユニフォーム等の実習衣・靴下(白)・靴は常に清潔であること。
2. 名札を必ず付けて身分をはっきりする。名札を忘れた場合は、教務に申し出て朝のうちに借用する。
3. 髪は自然な色とし、肩や顔にかからないよう、ロングヘアはシニヨンネット(お団子ネット)等を用いて束ねる。また、束ねる際は派手な髪飾りや黒色以外のゴムは使用しない。
4. 原則として私服のまま実習場所への出入りはしない。
5. 爪は短く切り、清潔にして、指輪(結婚指輪を含)、マニキュア、ピアス、ネックレス等はしない。
6. 化粧は薄化粧とする。
7. 中に着る下着やシャツは、ユニフォームの袖口から見えず、色や柄が透けないものとする。

〈実習内容について、早急に報告が必要なこと〉 ※ 内容によっては報告書が必要

1. 物品や患者の私物などの破損や紛失
2. 学生自身の体調の悪化
3. インシデント(事故などの危険が発生するおそれのある事態)
4. ハラスメントと感じたこと

〈その他〉

1. 疾病その他の理由により実習を欠席する場合は、8:40までに学院に連絡する。
2. 欠席した場合、次の登校(出席)時に速やかに欠席届を提出し、実習場所へは状況を報告する。
3. 欠席が多く規定時間に満たない場合、やむを得ない理由に限り補習実習を受けることができる。
4. レポートその他の提出物は期限を守る。
5. 情報収集は原則として、実習先の支障のない時間に実施すること。但し、17:45までとする。
6. 筆記用具・メモ帳・時計等、実習へ持参するものは、シンプルで実習に支障のないものとする。
7. 教科書、その他の参考書などは病室に持参しない。